



防災行政無線 デジタル化へ

本市では、平成30年度から2年間かけて防災行政無線のデジタル化事業を行います。「防災行政無線のデジタル化」という話は聞いたことはあるが、デジタル化することにより何が変わるのが具体的に分からぬといふ方も多いのではないでしょうか。今回の特集では、なぜデジタル化に移行する必要があるのか、どのような機能があるのか、デジタル化の整備概要などについて説明します。



現在運用しているアナログ方式の防災行政無線は、平成9年から2年間で整備を行い、平成11年から運用を開始しました。運用開始から19年が経過し、その間、災害時などの緊急情報の発信や行政等からの生活に必要な情報の発信など、さまざまな役割を果たしてきました。しかし、電波法関係法令の改正に伴うデジタル化への推進や設備の老朽化などの問題が発生しており、防災行政無線を更新整備する必要があります。

電波法関係法令の改正に伴うデジタル化の推進

防災行政無線の運用は、「電波法」という法律に基づいて行われています。この電波法の関係法令の改正により、平成19年12月以降はアナログ方式の防災行政無線の新設や交換、増設ができなくなりました。また、現在市内の28公民館が設置している簡易無線を使用した※地域コミュニティ放送(自治会放送)についても、これまで使用していたアナログ方式の周波数の一部が2022年12月以降は使用できなくなることが示されており、このままアナログ方式の運用を行つた場合、一

施設・設備の老朽化

現在の防災行政無線は運用開始から19年が経過し、これまで特に大きな支障はなく運用ができていますが、普段皆さんが目にする屋外拡声子局(スピーカー)の柱の塩害や腐食による誤作動など、施設・設備の老朽



▲老朽化した屋外拡声子局(スピーカー)の柱
※根本部分は修繕済

部の地域で災害時の緊急情報や行政等からの情報が届かなくなってしまいます。このような電波法関係法令の改正に伴い、全国の自治体ではデジタル方式の防災行政無線の導入が進んでおり、国もデジタル化を推進しています。本市においても、現在のアナログ方式の防災行政無線からデジタル方式の防災行政無線へ移行しなければなりません。

防災行政無線の果たす役割

近年、全国的に想定外の大規模な災害が発生しています。平成23年に発生した東日本大震災をはじめ、熊本県での地震や西日本豪雨など皆さんの記憶にも新しいと思います。このような近年の大規模な災害を教訓として、さまざまな防災体制の見直しが行われました。

防災・減災力の強化

今回実施する防災行政無線のデジタル化は、さまざまな方法で情報収集・情報発信を行い、防災・減災力の強化を図ることができる点が大きな特徴の一つです。例えば、気象庁や鹿児島県等からの気象情報等はこれまで人との作業で収集していましたが、新たに整備されるシステムを活用して自動でいち早く収集できるようになるため、避難勧告等の発令判断が迅速に行えるようになります。

また、大規模な災害が発生した場合、これまでのアナログ方式の防災行政無線では、災害現場や避難所等へは市役所から一方的に情報が提供されていましたが、デジタル方式の防災行政無線では、一部の地域に連絡通話機能付きの屋外拡声子局(スピーカー)を設置するため、情

■音声合成装置
放送する内容をあらかじめ文字入力し、合成音で放送するこ

防災行政無線の放送では、風向きやスピーカーとの距離によって音が大きくなり過ぎたり、逆に小さくなり過ぎたりして放送内容が聞き取りづらいということが課題でした。そのため、今回整備する防災行政無線は、新たな機能として、次の機能が整備されます。